

令和7年度版

国保連事業概要



山形県国民健康保険団体連合会

目 次

I 概 要

1 国民健康保険団体連合会の性格と本会の設立	1
2 所在地	1
3 会員の状況	1
4 本会役員	2
5 組 織	3
6 事務局組織	4
7 事務局と各課の事務分掌	5

II 令和7年度 事業計画

1 基本方針	7
2 重点目標	8
3 事業計画	10
4 負担金及び手数料	14
5 当初予算概要	17

III 山形県国民健康保険団体連合会の沿革	18
-----------------------	----

IV (参考) 山形県国保の状況 [統計資料]	23
-------------------------	----



I 概要

1 国民健康保険団体連合会の性格と本会の設立

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険の保険者（都道府県・市町村・国保組合）が共同してその目的を達成するために組織する保険者の連合体であり、国民健康保険法の規定に基づいて設立され、同法の規定により国及び都道府県知事の指導監督を受ける公法人（公法上の法人）です（法第83条、第108条）。

山形県では、昭和16年6月9日に山形県国民健康保険組合連合会が設立され、昭和26年4月1日に県知事の認可により、山形県国民健康保険団体連合会に名称を改め再編成し現在に至っています。

2 所在地

991-0041

山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地

3 会員の状況

本会の会員は、山形県、山形県内の31市町村、1広域連合（最上地区広域連合）及び3国保組合（山形県医師国民健康保険組合、山形県歯科医師国民健康保険組合、山形県建設国民健康保険組合）から構成されています。

○会員数

区分	県	市	町村	広域連合	国保組合	計
会員数	1	13	18	1	3	36

（令和7年4月1日現在）

○国保被保険者数の状況

区分	保険者数	被保険者数
市	13	146,673
町村等	19	40,121
国保組合	3	17,607
計	35	204,401

（令和7年2月末現在）

4 本会役員

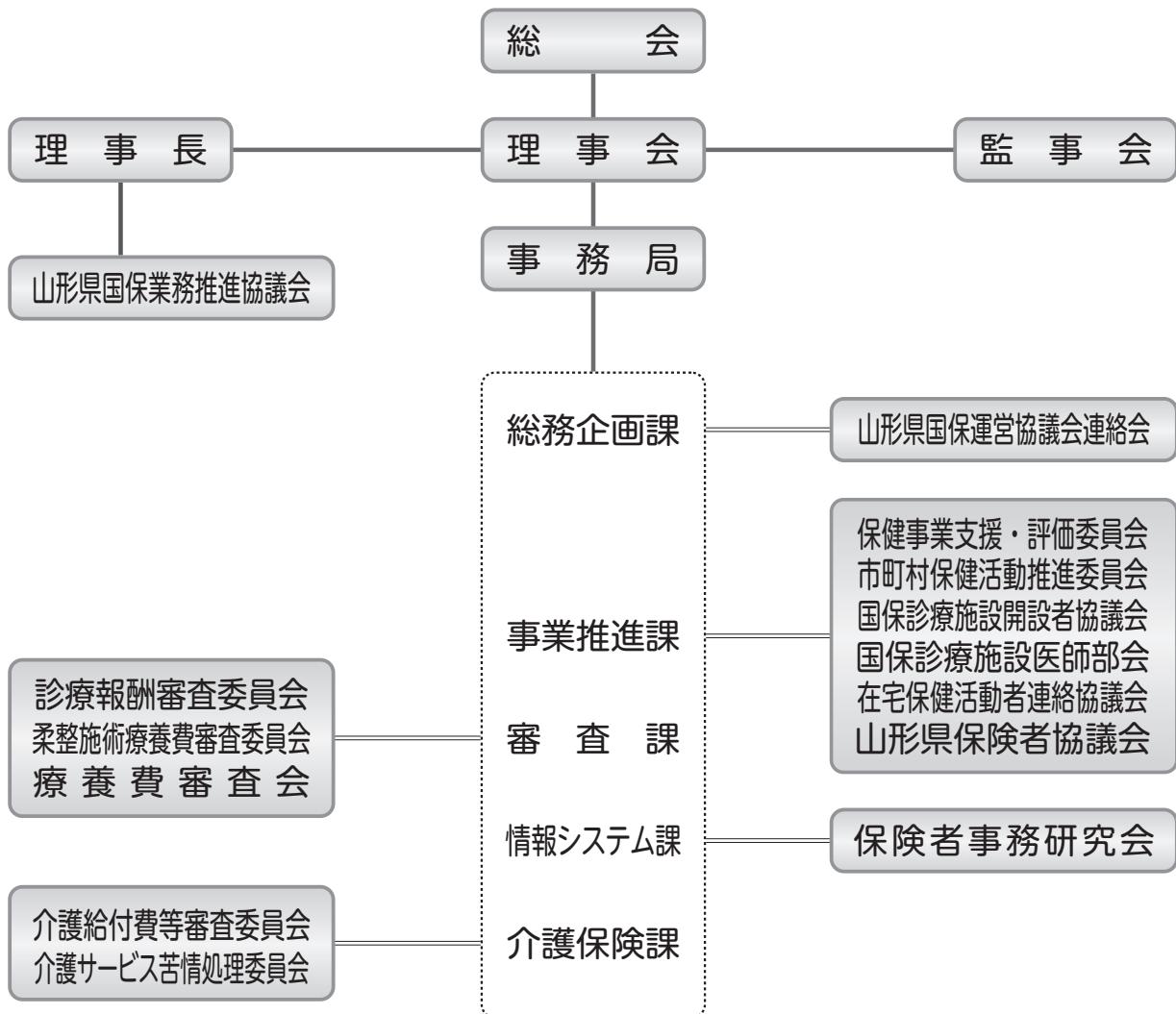
役 職 名	氏 名	公 職 名
理 事 長	加 藤 正 美	大 蔵 村 長
副 理 事 長	白 岩 孝 夫	南 陽 市 長
〃	佐 藤 誠 七	白 鷹 町 長
常 務 理 事	雨 谷 充	
理 事	佐 藤 孝 弘	山 形 市 長
〃	皆 川 治	鶴 岡 市 長
〃	土 田 正 剛	東 根 市 長
〃	安 達 春 彦	山 辺 町 長
〃	阿 部 誠	三 川 町 長
〃	新 田 隆 治	最 上 地 区 広 域 連 合 長
〃	徳 永 正 鞠	山 形 県 医 師 国 民 健 康 保 險 組 合 理 事 長
監 事	齋 藤 真 朗	寒 河 江 市 長
〃	菅 野 大 志	西 川 町 長

任 期 令和5年10月16日より2年間

(令和7年4月1日現在)

5 組織

(令和7年4月1日現在)



○ 総会

理事会の議決により招集し、事業計画、予算、決算、規約の変更等について議決します。通常は年2回（2月、7月）開催されています。

○ 理事会

会員から10名、会員以外から1名の11名で構成されています。総会の招集及び総会に提出する議案、会務の具体的方針等について議決します。

○ 監事會

会員から監事2名で構成されています。歳入歳出決算、事業全般、財産等について監査を行います。

6 事務局組織

(令和7年4月1日現在)



7 事務局と各課の事務分掌

事務局は、総会、理事会等において決定された事項について、迅速かつ適正に行うため、それぞれの事務を分掌してその執行にあたっています。

総務企画課

【総務係】

総会、理事会等の会務運営の企画、山形県国民健康保険業務推進協議会の運営、山形県国保運営協議会連絡会、規約・規則等の制定・改廃の立案、職員の任免、服務、福利厚生、国保会館の維持管理等に関する事務を担当しています。

【経理会計係】

監事会の運営及び各会計の受入、金銭の出納管理に関する事務を担当しています。

【企画財政係】

本会事業運営の総合的企画・調整、予算の編成及び執行、財産（備品）管理、JIS Q 27001：2023 (ISO/IEC 27001:2022) の運用に関する事を担当しています。

介護保険課

【介護保険係】

介護給付費等に係る審査支払並びに保険者事務共同処理に関する業務、介護給付適正化等の委託業務、障害者福祉サービス等に係る給付費の審査支払業務、保険料（税）の年金からの特別徴収経由機関業務、介護サービス苦情処理に関する業務等を担当しています。

審査課

【第1係】・【第2係】・【第3係】

医科の診療報酬等の審査業務、再審査・再度の考案に関する業務を行っています。

【第4係】

国保総合システム及び後期高齢者医療請求支払システム運用に伴う受付事務全般・入力エラー処理、医科の診療報酬等及び訪問看護療養費明細書の審査事務、再審査処理及び付属事務に関する業務を行っています。

【第5係】

国保及び後期高齢者医療におけるレセプト点検業務の支援事業を行っています。

また、調剤報酬の審査業務、再審査・再度の考案に関する業務も行っています。

【共助管理係】

画面審査システム等各種審査関係システムの運用、審査共助に係る業務調整、審査に関する情報等の収集・管理、関係機関との業務連絡・調整に関する業務を行っています。

【歯科係】

歯科の診療報酬等の審査業務、歯科に係る画面審査システム等各種審査関係システムに関する業務、再審査・再度の考案に関する業務を行っています。

【庶務・療養費係】

課内及び診療報酬審査委員会、柔道整復施術療養費審査委員会、療養費審査会の庶務・運営業務を行っています。

また、柔道整復施術療養費に係る申請書受付事務・審査業務・エラー処理等の業務、他の療養費に係る審査業務・エラー処理等を行っています。

情報システム課

【システム係】

国保総合システム・後期高齢者医療請求支払システム・後期高齢者医療広域連合標準システム・国保情報集約システムおよび、国保ネットイン山形等各種ネットワーク運用管理、市町村等の初任者を対象とした円滑な事務処理ができるようシステムに係る研修会を行っています。

また、保険者事務の効率化を目的とした保険者事務等共同電算処理を行っています。

【支払係】

診療報酬、公費負担医療、福祉医療等の請求額及び支払額の決定、過誤調整、保険医療機関等への支払い、保険者間調整及び諸統計に関する業務を行っています。

事業推進課

【保健事業係】

保健事業支援・評価委員会・市町村保健活動推進委員会・在宅保健活動者連絡協議会の運営、国保診療施設開設者協議会及び医師部会・保険者協議会の事務、特定健診・特定保健指導のデータ管理や費用支払の代行業務、国保データベース（KDB）システムの運用等保健事業に対する支援を行っています。

【保険者支援係】

第三者行為損害賠償求償事務、国保事業費納付金等算定業務の支援、資格確認書等共同印刷、保険料（税）適正算定マニュアル活用支援、保険料（税）収納率向上に向けた支援、調査・統計、結核性疾患及び精神病に係る特別調整交付金申請業務の支援に関する事務を行っています。

II 令和7年度 事業計画

1 基本方針

国民健康保険は、国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進等に大きく貢献してきました。

厚生労働省が昨年9月に発表した令和5年度の概算医療費は、前年度に比べ2.9%増加し、47.3兆円と過去最高を更新し、1人当たり医療費は3.4%増の38.0万円となりました。また、国保財政に大きな影響を与える国保分の概算医療費については、国保被保険者数の減少等から、医療費全体では2.0%減少し、10.5兆円となったものの、1人当たり医療費は2.7%増加の40.0万円となり、高齢化の進行や医療技術の高度化等の影響により医療費の増加傾向は一向に変りません。

一方、平成30年4月から、新たな国保制度のもと国保の財政基盤強化が図られましたが、国保被保険者数は、被用者保険の適用拡大等の影響により減少の一途をたどり、保険料（税）の負担能力が弱い加入者を多く抱えていることから、保険料（税）調定額の総額も減少傾向となっており、国保財政は依然として厳しい状況にあります。

令和6年度は、国保総合システムをはじめとした各基幹システムがクラウド環境に移行されましたが、令和7年度から令和8年度にかけてシステム更改を予定している、特定健診等データ管理システム、後期高齢者医療請求支払システムや介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムがクラウドに移行されることから、各システムの確実な移行及び安定した運用管理に向けて万全を期して取り組みます。

さらには、本会の責務である「審査業務の充実・強化」をより一層充実したものにするため、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の全国統一化に向けた取り組みや、国保総合システムの保守・運用費の縮減のためのシステム最適化に向け取り組みます。

加えて、保険者等が行う保健事業への支援を強化するとともに、医療費適正化対策として第三者行為求償事務及びレセプト点検業務等の更なる推進、国保総合システムや国保データベース（KDB）システムを活用した保険者努力支援制度への取組強化を図ります。

後期高齢者医療事業、介護保険事業並びに障害者総合支援事業に係る審査支払業務、これら事業に関する各業務についても、引き続き各市町村並びに山形県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら業務遂行に当たります。

情報セキュリティ対策については、個人情報等の重要な情報資産を適正管理するため、定期的に情報セキュリティ対策会議を開催する等情報セキュリティレベルの維持・向上を目指し、JIS Q 27001:2023 (ISO/IEC 27001:2022) の運用・改善を実施するとともに情報セキュリティ対策の充実強化に努めます。

2 重点目標

(1) 制度改革に対する運動の展開と財政基盤安定化への取組

国民健康保険運営の安定化を目指し、国保制度改革強化全国大会に参加するとともに、医療保険制度の一本化の早期実現に向けた運動に取り組む。併せて、国保財政の基盤安定化を推進するため、保険者努力支援制度への積極的な取組強化を図る。

(2) 医療費適正化対策及び保険者機能の強化

ア 診療報酬等に係る質の高い審査業務をより効率的に行うため、国保総合システムにおける審査機能の有効活用と全国統一化されたコンピュータチェックに関する処理効率化を図り、審査事務の効果的な運用・拡充に努めていく。

さらに、審査委員会との連携を一層密にし、より専門性の高い審査事務局体制の構築と人材育成事業を実施するとともに、保険医療機関等に対する適正な請求を支援し、充実した事務共助に努める。

また、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、今年度も引き続き審査基準の統一化の対応を進め、審査支払システムの整合的・効率的な運用を目指すべく着手される審査支払システムの共同利用に向けた開発に関しては、国保中央会・他国保連合会と一体となった取組を進めていく。

イ 国保保険者が第3期データヘルス計画に基づき、効果的・効率的な保健事業を実現できるよう、国保データベース（KDB）システムの活用支援とデータ提供や研修等を実施していく。併せて、専門家で構成する保健事業支援・評価委員会による事業計画・評価への助言支援を行うヘルスサポート事業についても、継続して実施していく。

また、令和2年4月から開始された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、山形県や山形県後期高齢者医療広域連合と連携し、各種データの提供等を行い、更なる推進に向け支援する。

ウ これまで保険者支援として実施してきた「特定健診・特定保健指導受診率等向上対策事業」については、保険者努力支援制度の評価指標になっているため、拡充を図りながら引き続き支援を実施していく。また、糖尿病等重症化予防への取組や適正な服薬等に関しても、適宜有効活用できるデータ提供等を行い、保険者努力支援制度の指標到達に向けた支援を行う。

エ 保険者協議会は、共同で事務局を運営する山形県と連携し、その円滑な事業運営を図っていく。また、山形県及び市町村医療費統計等の各種データの提供や統計分析業務も継続して取り組む。

オ 令和7年度においてもジェネリック医薬品利用促進データ提供を行う。また、国保保険者からの委託により、ジェネリック医薬品差額通知書の作成業務を実施する。

(3) 業務処理IT化の推進

令和7年度にシステム更改される介護保険審査支払等システムや障害者総合支援給付審査支払等システム、令和8年度に更改予定の後期高齢者医療請求支払システム、特定健診等データ管理システムが、すべてクラウド環境に移行されることから、国保中央会と連携しながら準備をすすめる。また、オンライン資格確認等システムが稼働したことによる、レセプト振替・分割機能、医療費情報、薬剤情報の連携は保険者の事務効率化や被保険者の利便性に関わることから、国保情報集約システムによる被保険者情報の中間サーバへの連携を引き

続き確実に実施する。

さらに、保険医療機関等へのレセプト返戻照会や支払情報の送付をオンラインで行う等により効率化と経費節減を図る。

(4) 広報事業の推進

医療保険制度や健康意識の啓発に関する出版物の斡旋を行う。また、保険者における健康づくりに関する事業支援のため、健康測定器具をはじめとする視聴覚教育用機材の貸出し等を行う。

(5) 保険者における円滑な事業運営への支援

ア レセプト二次点検については、外付けシステムの有効活用や内部研修の充実及び原審査担当と連携を図り、点検業務について品質の維持向上を継続していく。

イ 第三者行為に係る求償事務については、国の通知に基づき、保険者に対する幅広い支援の実施に努めていく。

ウ 保険料（税）算定支援については、適正な保険料（税）算定や算定状況分析を行うことができる、国保中央会提供の保険料（税）適正算定マニュアル（試算ツール）を活用して保険者への業務支援を図る。また、本会に収納率向上アドバイザーを設置し、保険料（税）収納率向上に向けた支援を行う。

エ 共同印刷については、保険者事務の効率化を図る観点から、資格確認書や年間分の医療費通知等を作成し、事務の標準化を推進する。

オ データに基づく情報提供については、事業月報・年報データ等から世帯数・被保険者数、保険料（税）の状況、財政状況及び医療費の状況等を資料化し、充実した内容の情報提供に努める。

カ 本会が受託した国保事業費納付金等算定業務については、山形県担当課との連携を密にし、スムーズな算定業務となるよう支援を行う。

キ 市町村等における結核性疾患及び精神病に係る特別調整交付金申請について、国の通知に基づき適正な申請となるよう必要な支援を行う。

(6) 地域包括ケアの推進

国保診療施設の充実強化と健全運営を図るため、診療施設の要請により医師確保に向けた支援を行うとともに、地域包括ケアの実践を目的に開催される全国及び山形県国保地域医療学会等の研究活動に積極的に取り組む。

さらに、全国国保診療施設協議会の事業にも継続的に参加していく。

(7) 介護保険業務及び障害者総合支援業務等の推進

ア 介護給付費等の審査支払並びに保険者事務共同処理に関する業務については、適正な業務運営に努める。また、介護給付適正化事業（縦覧点検、医療情報との突合等）については、着実な業務遂行に努める。

イ 介護サービス苦情処理業務については、サービス利用者の権利擁護と介護サービスの維持、向上のため、適切に対処する。

ウ 障害福祉サービス費等の審査支払については、円滑な業務運営に努める。

エ 保険料（税）の年金からの特別徴収における情報経由機関業務等については、適正な業務運営に努める。

才 令和8年度に本稼働を予定している介護情報基盤のデータ等を活用した保険者支援については、市町村保険者と連携を図りながら取り組んでいく。

(8) 個人情報保護及び情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持

本会は、レセプト等の個人情報を含む機密性の高い情報を多数取り扱っていることから、現在認証を受けている JIS Q 27001:2023 (ISO/IEC 27001:2022) に沿った「情報セキュリティ方針、対策基準及び実施手順」を遵守し、定期的に情報セキュリティ対策会議を開催しながら、保有する情報資産の個人情報保護に万全を期す。さらに、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティ対策の充実強化を図る。

3 事業計画

1 診療報酬審査支払及び療養費の審査に関する事業

(1) 診療報酬審査委員会の運営

- ① 診療報酬審査委員会委員52名により毎月5日間開催
- ② 審査専門部会委員による高点数レセプトの重点審査
- ③ 再審査部会委員による再審査
- ④ 運営委員会委員による審査委員会運営に関する事項を所掌
- ⑤ 常務処理審査委員4名によるレセプトの疑義処理

(2) 療養費審査会の運営

療養費審査委員4名により毎月1日間開催

(3) 柔道整復師施術療養費審査委員会の運営

柔道整復師施術療養費審査委員会委員6名により毎月1日間開催

(4) 国民健康保険診療報酬の審査支払

- ① 国民健康保険診療報酬
- ② 高額療養費
- ③ 柔整療養費

(5) 後期高齢者医療診療報酬の審査支払

- ① 後期高齢者医療診療報酬
- ② 高額療養費
- ③ 柔整療養費

(6) 国民健康保険及び後期高齢者医療以外の診療報酬の審査支払

公費負担医療

(7) 審査支払業務の会議及び研修

・診療報酬審査委員会関係

- ① 全国審査委員会会長連絡協議会
- ② 全国常務処理審査委員連絡会議及び研修
- ③ 社会保険指導者研修会（医科、歯科）
- ④ 全国整形外科保険審査委員会議
- ⑤ ブロック別審査業務研究会

・審査関係に係る保険者への業務連絡

(8) 超高額レセプトの審査

超高額レセプトは国保中央会との審査委託契約に基づき、国保中央会に設置している特

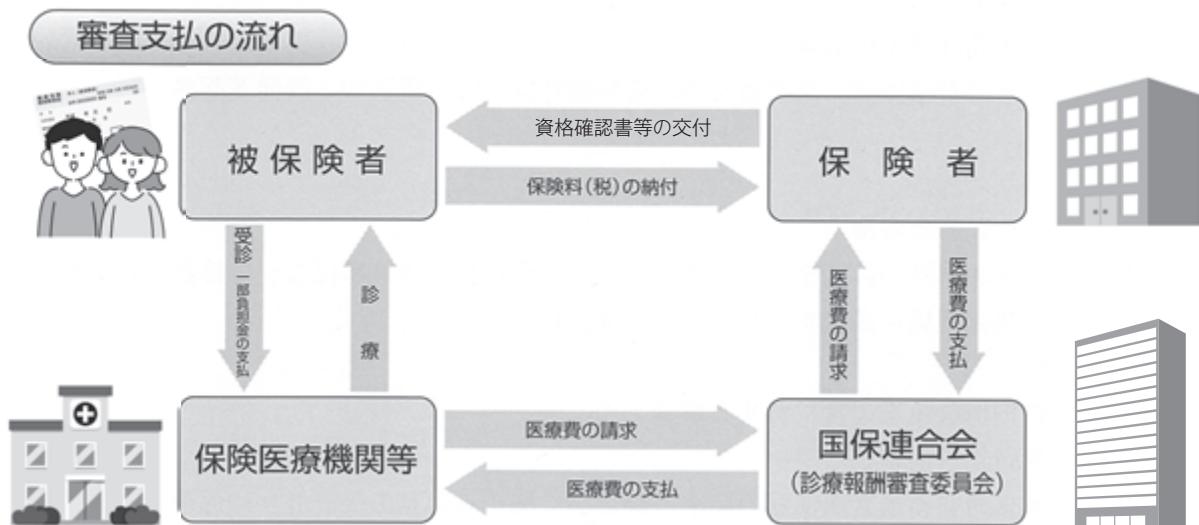
別審査委員会にて審査を行う。

(9) 国民健康保険におけるレセプト点検業務

国保保険者におけるレセプト点検事務に係る支援と医療費適正化を目的にレセプト点検業務支援事業を実施

(10) 後期高齢者医療におけるレセプト点検業務

後期高齢者医療に係る診療報酬明細書等点検調査業務を実施



2 広報に関する事業

(1) 優良図書等の斡旋

各種制度の周知並びに健康意識の啓発に関する出版物等の斡旋を行い保険者の利便を図る。

(2) 視聴覚及び健康教育機材の貸出し

保険者へ運動機能分析装置、加速度脈波測定器、骨密度測定器、ポータブル体成分分析装置、ヘルスパネル等の貸出しを行う。

3 保健事業に関する事業

(1) 特定健診・特定保健指導に係るデータ管理及び費用決済業務

(2) 保険者努力支援制度指標到達に向けた支援

(3) レセプト情報等に基づく統計及び冊子の発刊

(4) 保険者の保健事業に対する国保連合会等保健師による支援

(5) 「新・国保3%推進運動」に係る保健事業の推進

(6) 保健事業・支援評価委員会による支援等を始めとした国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進

(7) 国保データベース（KDB）システム等による各種データ提供やシステム操作及び統計分析に関する支援

(8) 保険者協議会における共同事務局としての取組

4 保険者事務共同電算処理に関する事業

(1) 関連会議

電算処理業務研究会（東北地方国保協議会）

(2) 業務処理ＩＴ化の推進

今後の情勢を踏まえ、国保中央会と連携を図りながら準備を進める。

(3) 保険者事務共同電算処理

被保険者の資格確認、高額療養費の支給額計算、医療費通知・後発医薬品利用差額通知作成等を行う。

5 調査研究に関する事業

新たな保険者事務の共同事業に関する企画や本会事業の改善等について検討するため、必要に応じて研究組織を設置するなどして調査研究を行う。

6 保険者の円滑な事業運営に資する事業

(1) 第三者行為求償事務

第三者に対する損害賠償額の請求及び受領に関する事務の受託、保険者の状況に応じた個別の相談業務を行う連絡調整会の実施

(2) 保険料（税）の平準化に向けたシミュレーション業務の支援

(3) 保険料（税）収納率向上に向けた研修会等の実施

(4) 国保レセプトデータ等に基づく各種情報の提供

(5) 共同購入及び印刷

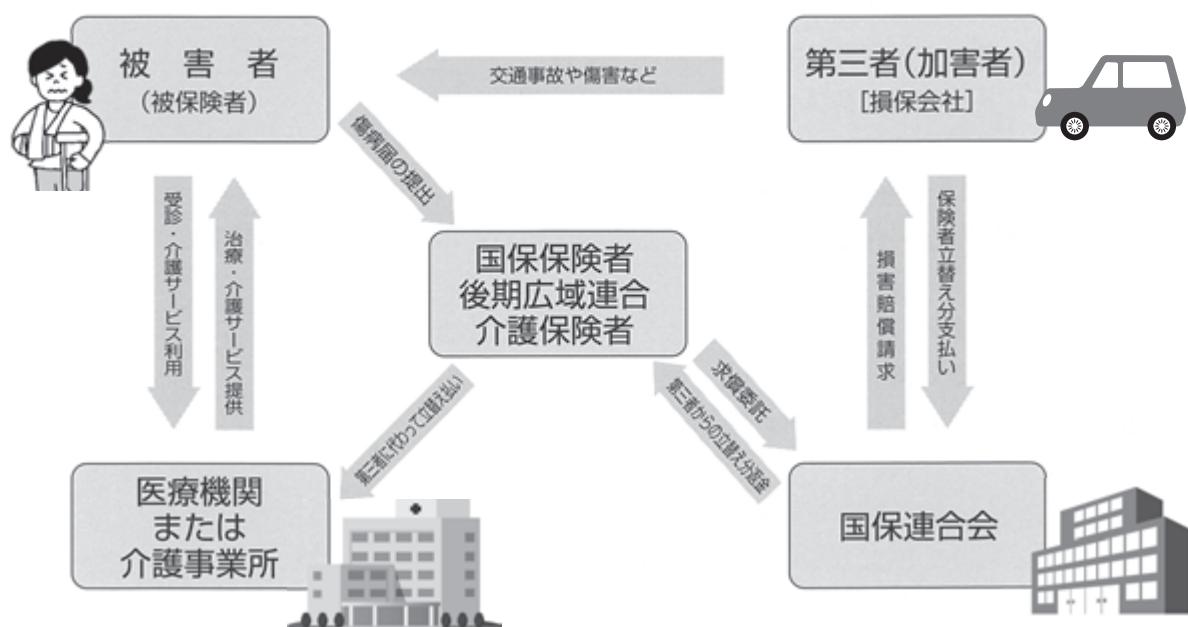
国保関係図書斡旋及び各種証書類の一括印刷

(6) 国保関係統計資料（確定版）の発行

(7) 国保事業費納付金等算定業務の支援

(8) 結核性疾患及び精神病に係る特別調整交付金申請業務の支援

第三者行為求償事務の流れ



7 国保診療施設に関する事業

(1) 国保診療施設医師部会の運営

① 総会・役員会 年1回役員会、必要に応じて総会を開催する。

② 医学大会 山形県国保地域医療学会を開催する。

(2) 国保診療施設開設者協議会の開催（2年に1回）

(3) 国保診療施設への協力

① 国保診療施設関係者の合同研修（年1回）

国保診療施設の総合的な研究課題を設定し、研修会を開催する。

② 医師確保対策

診療施設の要請により医師確保に向けた支援を行う。

(4) 全国国保診療施設協議会諸会議及び研修

8 山形県市町村保健活動推進委員会事業の推進

9 山形県在宅保健活動者連絡協議会事業の推進

10 国保事業功労者表彰に関する事業

11 国保事業充実強化推進運動

12 国保制度改善の推進に関する事業

国民健康保険中央会の事業への参加

(1) 国保制度改善強化全国大会

(2) 中央陳情運動

13 保険者との連絡調整に関する事業

(1) 国民健康保険業務推進協議会

本会事業運営上の諸問題について協議し、理事長の諮問に応え業務の推進を図る。

(2) その他の会議

① 業務連絡会議

保険者と国保連合会の連絡調整を図るため、必要に応じて開催する。

② 山形県国民健康保険運営協議会連絡会への事務共助

③ その他の事務打合せ

必要に応じて、県関係課や関係団体と隨時打合せを行う。

14 介護保険制度に関する事業

(1) 介護給付費等の審査支払に関する事業

(2) 保険者事務共同処理に関する業務

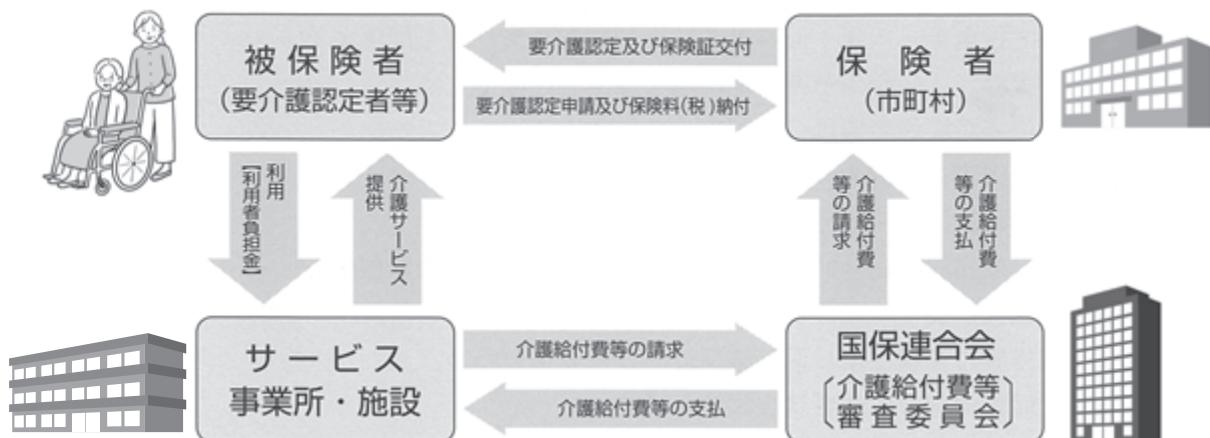
(3) 介護給付費審査委員会の開催

(4) 介護給付適正化対策事業に関する業務

(5) 介護サービスの苦情処理に関する業務

(6) 介護サービス苦情処理委員会の開催

介護給付費請求書等の審査・支払のしくみ



15 障害福祉サービス費等の審査支払に関する業務

16 保険料（税）の年金からの特別徴収における情報経由業務等

4 負担金及び手数料

本会業務運営資金として、国、県からの補助金のほか、保険者等から負担金及び手数料等を納付していただいております。

(1) 会員負担金及び施設負担金・保健事業等保険者支援負担金

① 保険者割（1保険者当たり）	150,000円
② 被保険者割（被保険者1人当たり）	391円52銭
※被保険者数は令和5年度事業年報の数値を用いる	
③ 施設負担金	
ア 病院割（1施設当たり）	28,000円
イ 診療所割（1施設当たり）	12,000円
ウ 医師割（医師1人当たり）	12,000円
エ 病床割（1床当たり）	1,000円
④ 保健事業等保険者支援手数料	
保険者割（1保険者当たり）	63,910円
被保険者割（被保険者1人当たり）	13円44銭
※被保険者数は令和5年度事業年報の数値を用いる	
内訳) ① KDB分	9円80銭
② KDB以外分	3円64銭

(2) 診療報酬関係 審査支払手数料

① 国民健康保険（1件当たり）	68円66銭（税込）
② 後期高齢者医療（1件当たり）	76円45銭（税込）

③ 公費負担医療（1件当たり）	94円（税込）
④ 福祉医療（1件当たり）	32円（税込）
⑤ 出産育児一時金支払手数料（1件当たり）	210円（税込）
⑥ 風しん対策事務費（1件当たり）	300円（税込）
 (3) 介護保険関係 審査支払手数料等	
① 介護給付費（1件当たり）	72円50銭（税込）
② 介護予防・日常生活支援総合事業費（1件当たり）	72円50銭（税込）
③ 公費負担医療（原爆福祉を除く）（1件当たり）	95円（税込）
④ 原爆福祉（1件当たり）	70円（税込）
⑤ 障害介護給付費審査支払手数料（1件当たり）	237円（税込）
⑥ 障害児給付費審査支払手数料（1件当たり）	237円（税込）
⑦ 共同処理手数料	
ア 償還支払手数料（年額）	10,000円（税別）
イ 高額介護サービス費支給処理（年額）	10,000円（税別）
ウ 高額合算サービス費支給処理	
医療・介護合わせて（年額）	20,000円（税別）
エ 介護給付費通知データ作成（年額）	10,000円（税別）
オ 縦覧点検	審査支払手数料に含む
カ 医療情報と介護情報の突合	審査支払手数料に含む
キ 被保険者証ビニールカバー	
2,000枚以上（1枚当たり）	42円（税別）
2,000枚未満（1枚当たり）	45円（税別）
 (4) 特定健診・特定保健指導関係	
① 特定健診データ管理手数料（1件当たり）	283円29銭（税込）
② 後期高齢健診データ管理手数料（1件当たり）	283円29銭（税込）
③ 特定保健指導データ管理手数料（1件当たり）	283円29銭（税込）
④ 支払代行手数料（処理月毎支払先1件当たり）	283円29銭（税込）
 (5) 国保情報集約システム委託手数料	
被保険者1人当たり	13円46銭（税込）
※被保険者数は令和5年度事業年報を用いる	
 (6) 保険料の特別徴収に係る経由事務手数料	
保険料の特別徴収に係る経由事務手数料（1人当たり）	4円（税込）
 (7) 診療報酬共同処理関係	
【国民健康保険事務共同処理】	
① 診療報酬請求明細書電算処理システム手数料（1件当たり）	68銭（税込）
② 電算処理手数料（1件当たり）	30円34銭（税込）
③ レセプト点検保険者支援事業委託料（1件当たり）	10円（税込）

④ オプション処理料（税別）		
ア 医療費通知書（1枚当たり）		
・圧着はがき（Sメール方式）	30円	
イ 保険医療機関別年間状況表（年1回）	1,600円	
ウ 県単資格確認（1件当たり）		
・国保分	3円	
・社保分	5円	
・後期高齢者分	3円	
エ 国保ネットイン山形回線使用料（1か月当たり）		
・1回線	8,000円	
・2回線以降	15,000円	
※2回線使用の場合は、8,000円+15,000円		
オ レセプトデータ提供（1か月当たり）	1,200円	
・データヘルス計画用ファイル作成		
・特定被保険者抽出処理 等		
カ 疾病分類統計データ／個人情報有（1回当たり）	1,400円	
キ 無受診世帯リストデータ（1回当たり）	10,000円	
ク 高額介護合算療養費支給処理（年額）	20,000円	
ケ 高額療養費外来年間合算処理（年額）	12,000円	
コ 後発医薬品利用促進関係		
・ジェネリック医薬品差額通知 圧着はがき（1枚当たり）	60円	
・コールセンター業務（1枚当たり）	2円	

【後期高齢者医療事務共同処理】

① 電算処理手数料（1件当たり）	30円34銭（税込）
② 給付業務支援手数料（1件当たり）	8円（税込）
③ 保健事業等保険者支援手数料（年額）	
保険者割（1保険者当たり）	63,910円（税込）
被保険者割（被保険者1人当たり）	13円44銭（税込）

※被保険者数は令和5年度事業年報の数値を用いる

（8）第三者行為求償事務手数料

損害賠償収納額の100分の5.0に相当する額（税別）

※ 上記の負担金及び各種手数料は、令和7年第1回通常総会（令和7年2月28日開催）において議決されたものを記載しております。

5 当初予算概要

会計区分	令和7年度予算 (千円)	令和6年度予算 (千円)	対前年度比 (千円)	対前年度比較 (%)
一般会計	354,167	225,207	128,960	157.26%
審査支払特別会計				
業務勘定	823,046	772,569	50,477	106.53%
国民健康保険診療報酬支払勘定	79,508,347	79,508,347	0	100.00%
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	1,349,927	1,553,315	△ 203,388	86.91%
福祉医療費支払勘定	8,567,343	8,567,343	0	100.00%
出産育児一時金等に関する支払勘定	240,006	240,006	0	100.00%
抗体検査等費用に関する支払勘定	30	17,394	△ 17,364	0.17%
後期高齢者医療事業関係業務特別会計				
業務勘定	908,572	969,507	△ 60,935	93.71%
診療報酬支払勘定	155,824,613	155,508,125	316,488	100.20%
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	816,798	1,205,514	△ 388,716	67.76%
介護保険事業関係業務特別会計				
業務勘定	154,448	167,774	△ 13,326	92.06%
介護給付費支払勘定	126,819,069	126,817,437	1,632	100.00%
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	544,602	544,182	420	100.08%
障害者総合支援法関係業務等特別会計				
業務勘定	59,877	65,398	△ 5,521	91.56%
障害介護給付費支払勘定	23,597,545	22,910,281	687,264	103.00%
障害児給付費支払勘定	5,608,422	5,608,422	0	100.00%
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計				
業務勘定	64,688	69,565	△ 4,877	92.99%
特定健診・特定保健指導等費用支払勘定	520,303	520,303	0	100.00%
後期高齢者健診等費用支払勘定	300,003	280,003	20,000	107.14%
第三者行為損害賠償金特別会計	270,886	241,983	28,903	111.94%
合計	406,332,692	405,792,675	540,017	100.13%

III 山形県国民健康保険団体連合会の沿革

年	月	事項
昭和 26	4	山形県国民健康保険団体連合会の設立認可を山形県知事に申請。
	7	山形県国民健康保険団体連合会の設立が認可され、昭和26年4月1日に遡及して「山形県国民健康保険団体連合会」の名称を使用。
27	3	国保機関誌「山形の国保」を創刊、機関誌「国保やまがた」の前身となった。
28	3	国保法の規定により、被保険者の自由選択権の尊重と医療保険の実益向上のため、国保連合会と県医師会との間に「国民健康保険の契約に関する協定書」を締結。
29	4	国保連合会の基盤を確固たるものとし、審査業務・運営資金貸付事業の実施等事業の拡大強化を図るため、従来の地方国保連合会を統合し、国保連合会支部に機構を改革。
	9	診療報酬等の療養費払い制度が、全面的に療養の給付（現物給付）制度に改められたのに伴い、国保連合会に国民健康保険診療報酬審査委員会を設置。
31	7	国保業務の推進を図るため、国保連合会に国保業務推進協議会を設置。
32	7	県立高等看護学院在学者に対し、資金を貸付し県内保険者に勤務する国保保健婦の確保を図るため保健婦養成奨学資金貸付規程を制定。
	10	国の皆保険政策に即応し、7月1日付けをもって岩手県、滋賀県に次いで国民健康保険の全県普及が達成され、記念式典を開催。
	10	国保機関誌「国保やまがた」創刊号を発刊（国民健康保険全県普及特集号）。
33	4	直診施設の管理運営の合理化と医師確保等保健施設活動の強化促進を図るため、山形県国民健康保険団体連合会診療施設医師部会を設置。
	4	機構改革により県内8支部から4支部（村山・置賜・最上・庄内）へ統合。
	6	最上郡角川村（現戸沢村）役場前に国保発祥の地として「相扶共済」の記念碑が建立。
	12	国民健康保険法が公布され、国民皆保険体制を整備するために従来の国民健康保険法が全面的に改正される。（市町村の国保事業実施義務、被保険者範囲の明確化、国の財政責任の明確化等の改正）
34	4	機構改革により県内4支部を統合。
35	4	国保診療報酬請求書審査支払業務を開始。
	12	国保連合会事務所を山形市旅籠町374番地から山形市緑町一丁目1番地の6山形県自治会館に移転。
37	4	保険者が行う国保事業に協力し、本事業の一層の振興発展に寄与することを目的に国保運営協議会連絡会を設立。
43	4	山形県に山形大学医学部設置促進期成同盟会が設置され、国保連合会も同会に参画し、医学部早期設置に向けて推進を図る。
46	4	国保連合会と県柔道整復師会との間で被保険者の施術に関する協定を締結。これに伴い、国保連合会において施術療養費の審査事務を開始。
48	1	老人福祉法の一部改正による70歳以上の医療費の無料化が実施されると共に、国保連合会において老人医療費審査及び支払に関する業務を開始。
48	10	山形県医療給付事業補助金交付規程により、国保連合会において老人、重度心身障害者及び乳児の医療に関する療養の給付（福祉医療費）の審査支払業務を開始。
50	1	公費負担医療に関する費用の審査及び支払に関する業務開始。

年	月	事項
50	10	国保中央会において県外分診療報酬全国決済制度が実施された。（東京都、沖縄県、神奈川県の5市、全国組織国保組合の一部を除く）
52	4	審査支払事務の一部電算化を実施。
	6	国保連合会において柔道整復師施術療養費支給申請書の審査を行うため、柔道整復師施術療養費審査会を設置。
53	2	国保連合会事務所を山形市緑町一丁目1番地の6から山形市松波四丁目1番15号山形県自治会館に移転。
	4	国保保健婦が市町村に移管され、一般行政において「国民の健康づくり」のため広くその活動分野が開かれることとなったため、保健婦養成奨学資金貸付規程を廃止。
54	10	第19回全国国保地域医療学会を天童市において開催。
57	4	保険者が行う国保事務の共同電算処理の開発について調査研究する目的により、国保事務共同処理研究部会を設置。
58	2	老人保健法施行に伴い、老人医療費の審査支払に関する業務を開始。
59	4	国民健康保険における高額医療費の発生による保険者財政の運営の不安を緩和する目的とした高額医療費共同事業を開始。
	10	退職者医療制度が創設されたことに伴い、国保中央会と年金受給権者一覧表の作成・送付及び退職者医療共同事業拠出金の徴収、収納事務を開始。
60	2	県内各診療施設が病理組織検査を山大医学部に委託するにあたり、検査料納付業務を国保連合会が代わって行うため山大医学部と契約並びに覚書を締結。
	3	診療報酬審査委員会に常務処理委員を置くこととし、医科、歯科各1名に委嘱した。
	7	国保法の一部改正に伴い国保中央会に特別審査委員会が設置され、高額な診療報酬請求書の審査が行われることとなり、国保連合会は国保中央会と審査委託契約を締結。
61	4	保険給付に関するものに係る事務を共同処理化することにより効率化と充実を図るために、審査支払事務の共同電算処理事業を実施。
	4	柔道整復師施術療養費の支払を開始。
63	11	国民健康保険法施行50周年記念式典を挙行。
平成		
1	12	第三者行為（交通事故）損害賠償請求事務受託を始める。
4	11	市町村保健活動を積極的に支援するための関係組織の有機的連携と、事業推進の方策について検討することを目的に山形県国保保健事業推進委員会を設置。
5	2	療養費審査会を設置。
6	7	市町村における保健活動を積極的に支援し、地域住民の健康づくりと福祉の向上に寄与することを目的に市町村保健活動推進協議会を設置。
7	7	機構改革により審査支払業務の充実と保険者支援のための保健事業の強化を図る。
8	4	保険者支援事業（医療費適正化対策）としてレセプト点検チームを編成して支援。
	4	保険料（税）の平準化に向けたシミュレーション支援業務の開始。
	8	保険者の財政健全化に資することを目的として財政診断事業を開始。
9	9	全国健康福祉祭ねんりんピックに参画。「達者でなあ健康館」を設置し国保事業を啓発。
10	4	機構改革により審査支払業務の効率化と、平成12年度の介護保険制度開始に向け介護保険準備対策課を設置。
	7	介護保険事業関係業務の円滑な導入と市町村との連携を図ることを目的に介護保険事業調整委員会を設置。

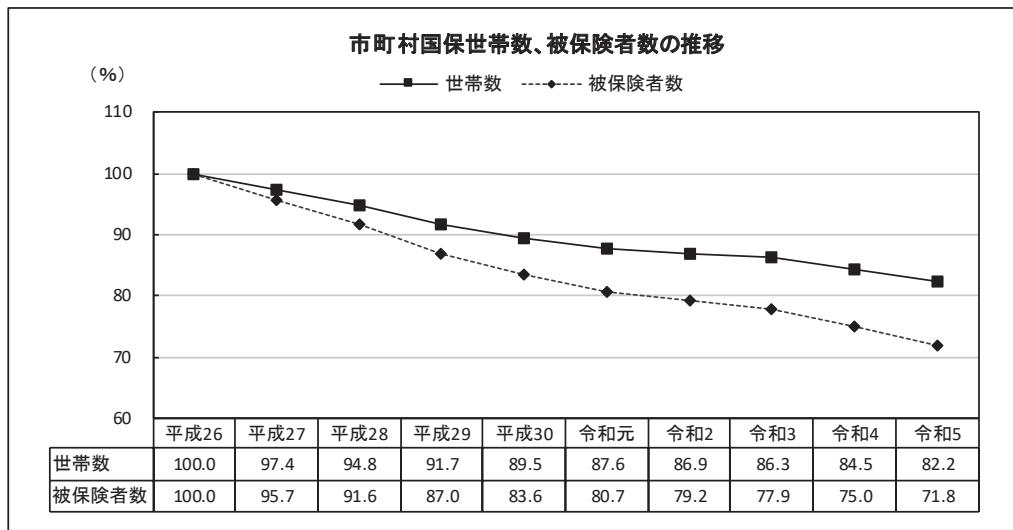
年	月	事項
11	3	山形県国保診療施設開設者協議会の設置。
	6	全国国保診療施設現地研究会が、最上町を主会場に開催される。
12	4	介護保険法が施行されたことに伴い、介護保険課として介護保険係と介護サービス苦情処理室を設置。
	4	介護給付費等審査委員会及び介護サービス苦情処理委員会を設置。
13	3	在宅保健活動者連絡協議会（いつわ会）の設立。
	12	レセプト電算処理システムによる処理開始。
16	6	監査法人による経理業務の外部監査を導入。
17	8	山形県保険者協議会が設立され、事務局を国保連合会に設置。
18	10	保険財政共同安定化事業を開始。
19	2	山形県後期高齢者医療広域連合が設立される。
	4	新・保険者事務共同電算処理事業を開始。
	4	レセプトのオンライン請求の受付を開始。
	4	金山町、真室川町、鮭川村、戸沢村の4町村による広域連合が設立される。
	7	新・保険者事務共同電算処理システムが本格稼動する。
20	4	高齢者の医療の確保に関する法律施行に伴い、後期高齢者医療の審査支払に関する業務等を開始。
	4	国保・介護・後期高齢者医療にかかる保険料（税）の年金からの特別徴収に係る経由機関業務を開始。
	4	画像レセプト及びレセプトデータを管理するため、保険者レセプト管理システムの運用開始。
	4	特定健診・特定保健指導等の請求・支払及びデータ管理を行うため、データ管理システムの運用開始。
	4	寒河江市に現事務所が完成。通称「山形県国保会館」とする。
21	10	出産育児一時金等の直接払いを開始。
23	8	国保総合システムが稼働開始。
24	2	山形県国民健康保険団体連合会情報セキュリティポリシー策定。
	4	診療報酬等の支払いの早期化を実施。
	4	介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払事務の実施。
	4	機構の見直しにより保険者支援を強化するため事業課を新設。
26	3	国保データベース（KDB）システムが稼働開始。
	11	「保健事業支援・評価委員会」を設置。
27	1	国保保険者間及び国保保険者と協会けんぽとの保険者間調整開始。
	4	新しい総合事業・日常生活支援総合事業への移行開始。
	4	保険財政共同安定化事業対象拡大。
28	3	山形県国保保健事業推進委員会を廃止。
	4	山形県市町村保健活動推進協議会を山形県市町村保健活動推進委員会に改組。
	10	第56回全国国保地域医療学会を山形市を会場として山形県と秋田県で共同開催。
29	7	県内各診療施設の病理組織検査に係る山大医学部への検査料納付業務を廃止。
	10	国保中央会と国保連合会が「国保審査業務充実・高度化基本計画」を公表。
30	3	高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の廃止。

年	月	事項
30	4	新国保制度（財政運営の県単位化・財政基盤の強化等）の施行に伴い、普通交付金の収納事務の開始、国保情報集約システムの稼働、国保事業費納付金算定・保険者努力支援制度評価・市町村事務の平準化等への各種支援事業を開始。 4 障害福祉サービス等の給付費等に係る支払業務に加え、審査業務を開始。 9 ISMS認証を取得。(ISO/IEC27001:2013/JISQ27001:2014)
31	4	風しんの追加的対策に係る集合契約の締結を受け、国保連合会での請求受付・支払業務を開始。
令和		
1	12	山形県国民健康保険団体連合会業務継続計画（BCP）を策定。
2	6	新型コロナウイルス感染症に起因する一時的な受診控え等により、資金繰りが課題となる医療機関へ診療報酬の概算前払いを実施。
	8	山形県との委託契約に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金支給開始。
	9	厚生労働省において、「規制改革実施計画」等を受けて、2つの課題に対し、具体的な方針や対象業務・工程等を検討するため、「審査支払機関の在り方に関する検討会」を設置。
	10	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、国民健康保険団体連合会において国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理、分析、その結果の活用の促進に関する事務を行うことができるようになる。（第85条の2、第85条の3関係）
3	3	「審査支払機関の在り方に関する検討会」が計8回開催され、令和3年3月末に、最終的な取りまとめ（工程表）が策定され公表される。
	4	介護報酬改定により、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例措置（0.1%特例）が開始。
	4	新型コロナワクチン接種費用等の請求支払業務が開始。
	5	デジタル改革6法が参議院で可決・成立。
	6	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正する法律が公布され、国民健康保険法においても以下の点について一部改正される。 ・未就学児の国民健康保険料（税）の均等割額の減額措置 ・財政安定化基金に年度間の調整機能を付与すること ・労働安全衛生法に基づく40歳未満の者の事業主健診の結果が保険者に提供される法的枠組みを設けること ・都道府県が策定する「国民健康保険運営方針」に保険料水準の統一を必須事項に位置付けること
	7	「あはき療養費」受療委任の一部改正により、過度・頻回と疑われる場合に償還払いに戻せる仕組みが設けられる。
	8	厚生労働省が保険者や国保連合会における三者行為求償事務の更なる取組強化を求める国民健康保険課長通知を送付する。
	9	介護報酬の新型コロナウイルス感染症に対応するための特例措置が終了する。
	9	第三者行為求償事務に係る反社会的勢力の対応について寒河江警察署へ協力を依頼。
	10	オンライン資格確認の本格運用が開始される。
	10	審査支払機関でのレセプト振替・分割機能の導入が開始される。

年	月	事項
4	2	厚生労働省が介護職員処遇改善支援補助金の支給事務について、都道府県から国保連合会に委託可能であるとする事務連絡を発する。
	4	未就学児の国保保険料均等割額の減額措置が開始される。
	9	オンライン資格確認等システムにおいて、受診歴を含む診療情報の閲覧が可能となる。
	10	後期高齢者医療の医療費一部負担割合が一定以上の所得がある場合に現行の1割から2割へ引き上げられる。
5	1	令和4年5月の改正医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律成立に伴い、電子処方箋の運用が開始される。 生活保護受給開始に伴う国保の資格喪失届を省略可能とする改正省令が公布・施行される。
	4	新興感染症発生時に都道府県と医療機関が協定を結び病床を確保する枠組みや特別の協定を結び初動対応した医療機関の減収を補填する「流行初期医療確保措置」を盛り込んだ改正感染症法が施行される。
	5	高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直しや子ども・子育て支援の拡充等を盛り込んだ改正健保法が成立する。同法において、連合会の基本理念について、医療費適正化が明記され、レセプトの分析を通じた医療費適正化のエビデンスの収集等について、保険者協議会等との連携を進めることができた。 匿名化された健診結果やカルテ等の個々人の医療情報を加工し、医療分野の研究開発での活用を促進する次世代医療基盤法が成立。
	6	「医療DX推進本部」において、「医療DXの推進に関する工程表」が決定され、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等」、「全国医療情報プラットフォームの構築」及び「診療報酬改定DX」等に取り組むこととなった。 被保険者証とマイナンバーカードを一体化すること等を盛り込んだ改正マイナンバー法が成立し、国保の短期被保険者証・資格証明書も廃止。マイナンバーカードを持たない人には申請に基づき「資格確認書」を交付するとした。
	8	厚生労働省が令和6年度に5事業から3事業へ再編する介護給付適正化主要事業について、国保連合会の活用を強調。「医療費との突合・縦覧点検」では、小規模保険者への支援の観点から、地域の実情に応じ都道府県が主導して国保連合会への委託を推進する支援が有効であると指摘した。
	10	厚生労働省が国保料（税）の都道府県単位での統一に向けて、各都道府県の取り組みを支援するための「保険料水準統一加速化プラン」を策定。
6	3	国保連合会の業務のうち、審査支払業務等保険者等からの委託を受けて行うものを法人税課税対象から除外する法人税法の改正が公布される。
	4	18歳未満の子どもの医療費助成にかかる減額調整措置が廃止される。
	6	少子化対策の財源として、医療保険者が子ども・子育て支援金を被保険者から徴収すると定めた改正子ども・子育て支援関連法が成立する。
	10	後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の処方で、新たに患者自己負担額が導入される。
	12	これまでの被保険者証の新規発行が廃止され、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行される。
7	4	第三者行為求償事務について、広域案件や訴訟・調停が必要な専門的事例について市町村からの委託を受けた都道府県が求償事務をできるようになる。

IV (参考) 山形県国保の状況 [統計資料]

1 世帯数、被保険者数



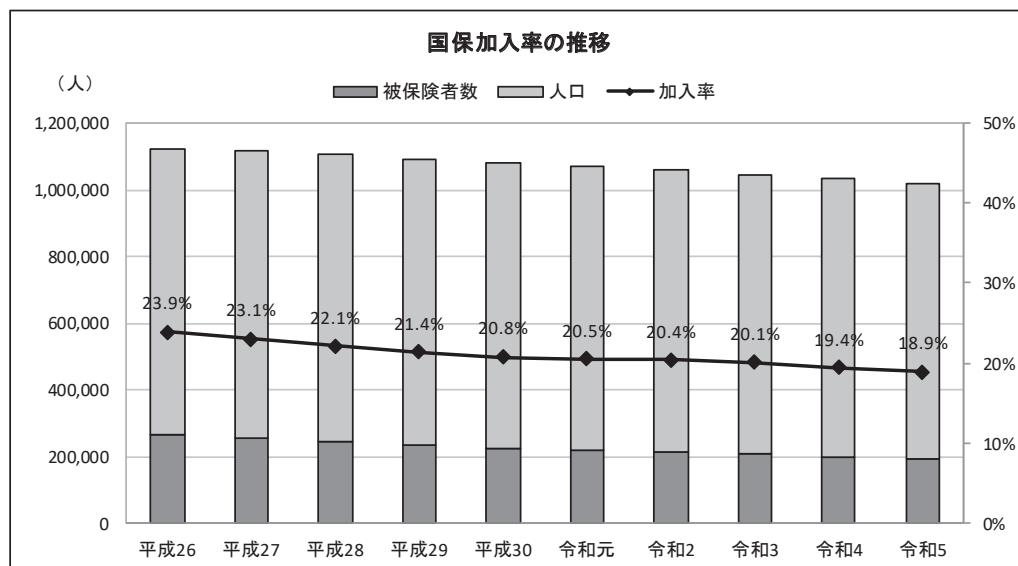
※平成26年を基準値100に設定

(世帯、人)	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
世帯数	157,661	153,556	149,482	144,564	141,046	138,135	137,070	136,114	133,166	129,618
被保険者数	276,455	264,671	253,222	240,462	231,150	223,183	219,007	215,309	207,206	198,503
一般	253,696	247,108	241,650	234,130	228,601	222,606	219,006	215,309	207,206	198,503
退職	22,759	17,563	11,572	6,332	2,549	577	1	0	0	0

※年度平均、国保組合を除く

資料) 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) (令和7年2月28日現在)

2 国保加入率



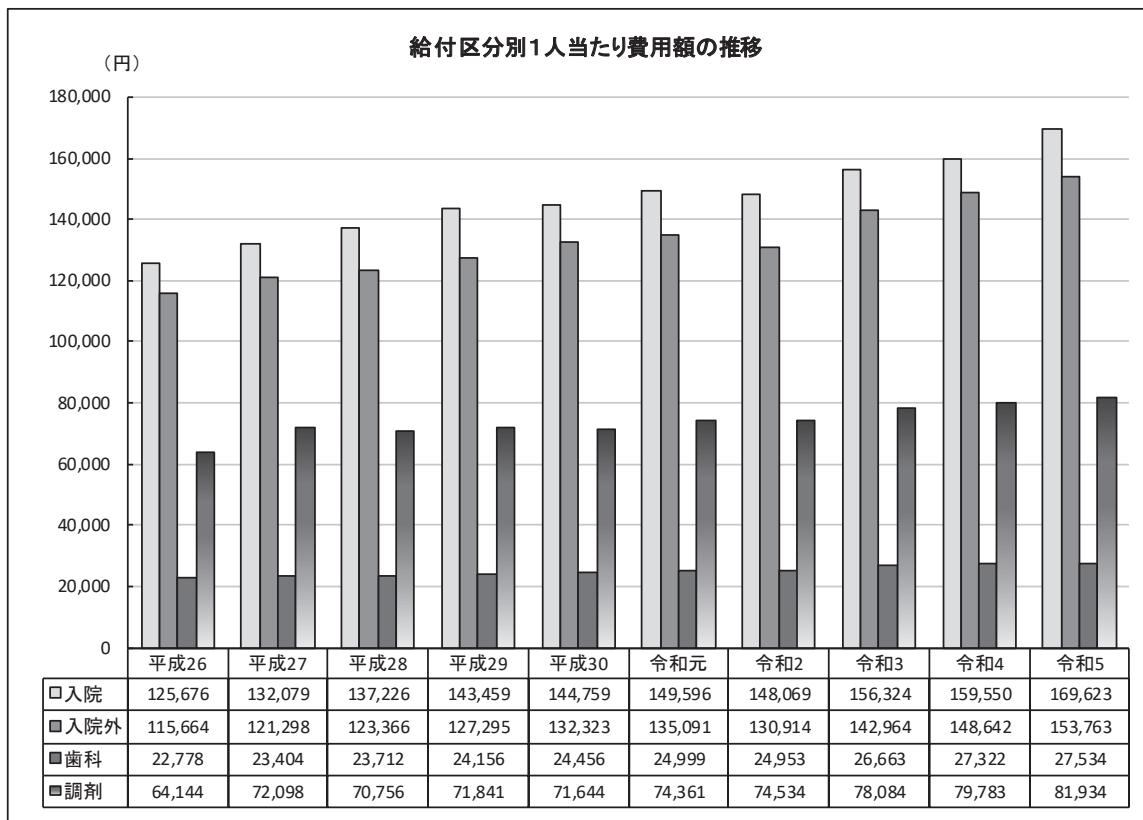
(人)	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
人口	1,122,986	1,115,474	1,105,057	1,093,249	1,081,285	1,068,863	1,060,235	1,046,016	1,031,642	1,016,262
被保険者数	268,515	257,383	244,522	233,908	224,933	219,393	216,442	209,951	200,259	192,302

※被保険者数: 年度末、人口: 翌年度4月1日、国保組合を除く

資料) 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) (令和7年2月28日現在)

3 保険給付状況

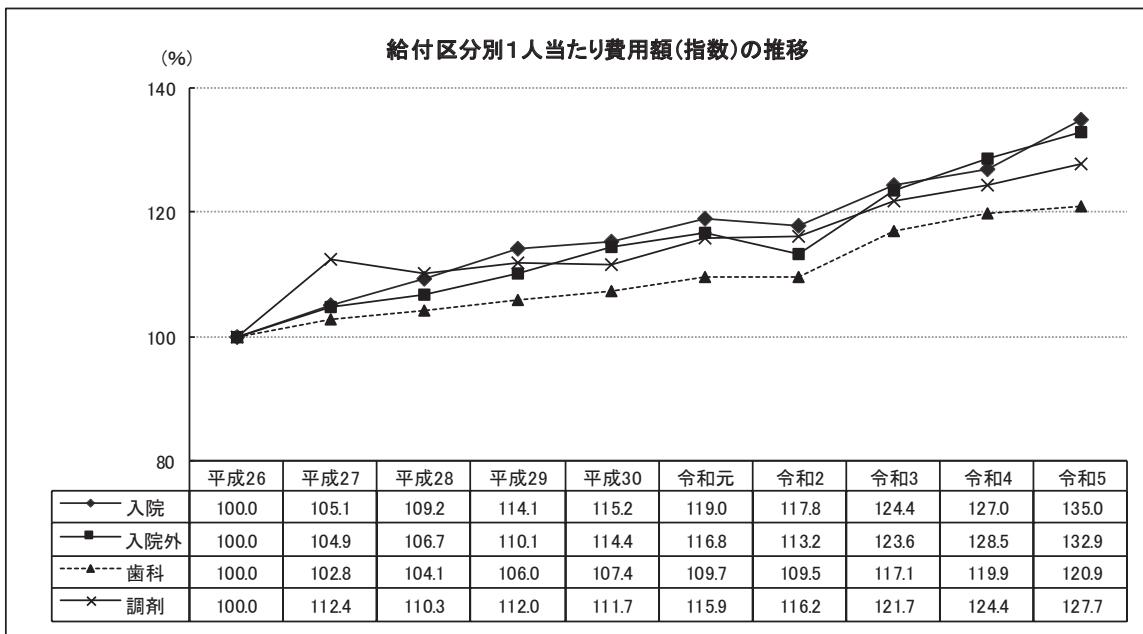
(1) 療養の給付等（診療費）1人当たり費用額



※被保険者数：年度平均、国保組合を除く

資料) 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）（令和7年2月28日現在）

(2) 療養の給付等（診療費）1人当たり費用額（指数）

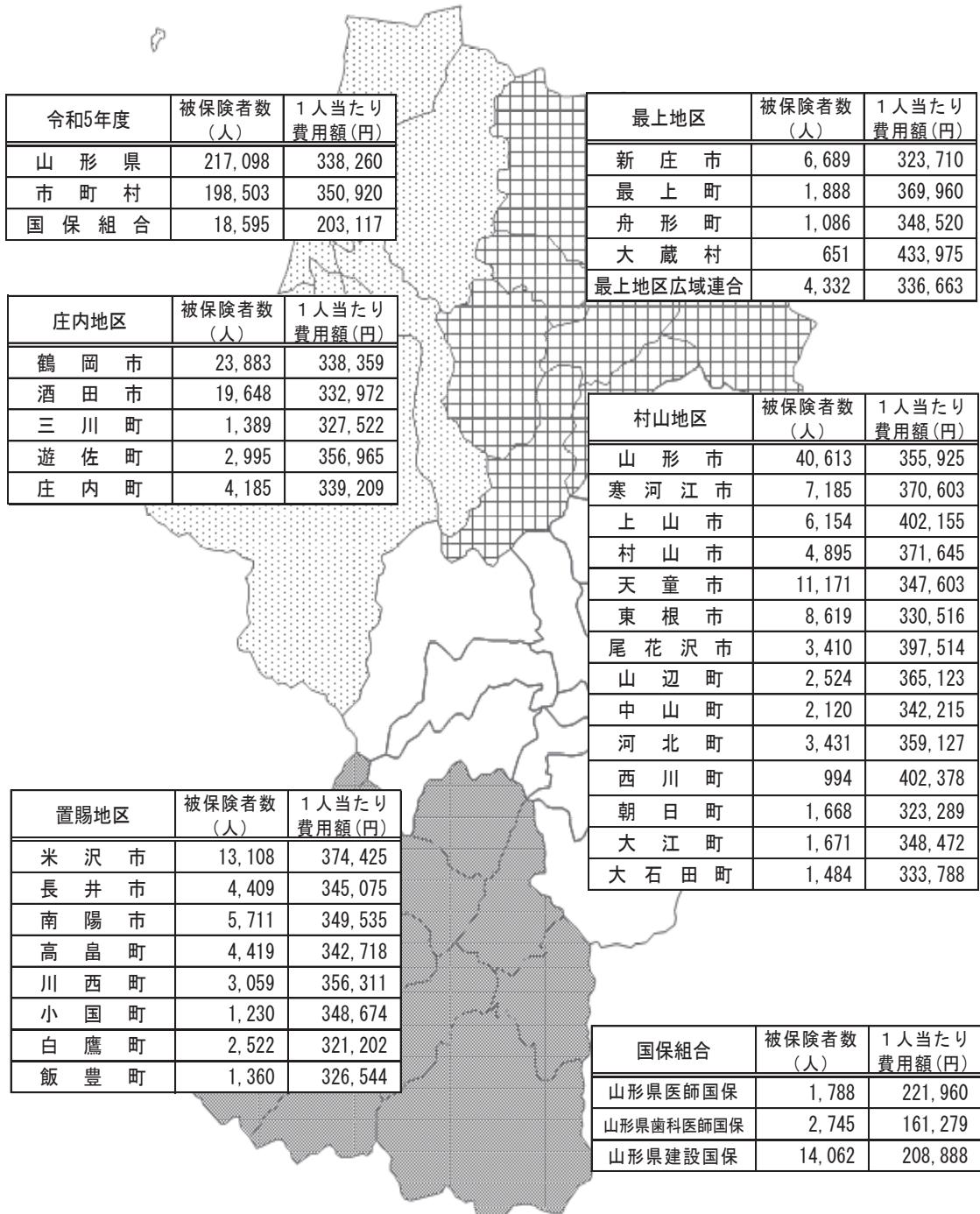


※平成26年を基準値100に設定

※被保険者数：年度平均、国保組合を除く

資料) 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）（令和7年2月28日現在）

4 保険者別被保険者数、療養の給付等（診療費）1人当たり費用額



※被保険者数：令和5年度平均

資料）国民健康保険事業状況報告書（事業年報）（令和7年2月28日現在）

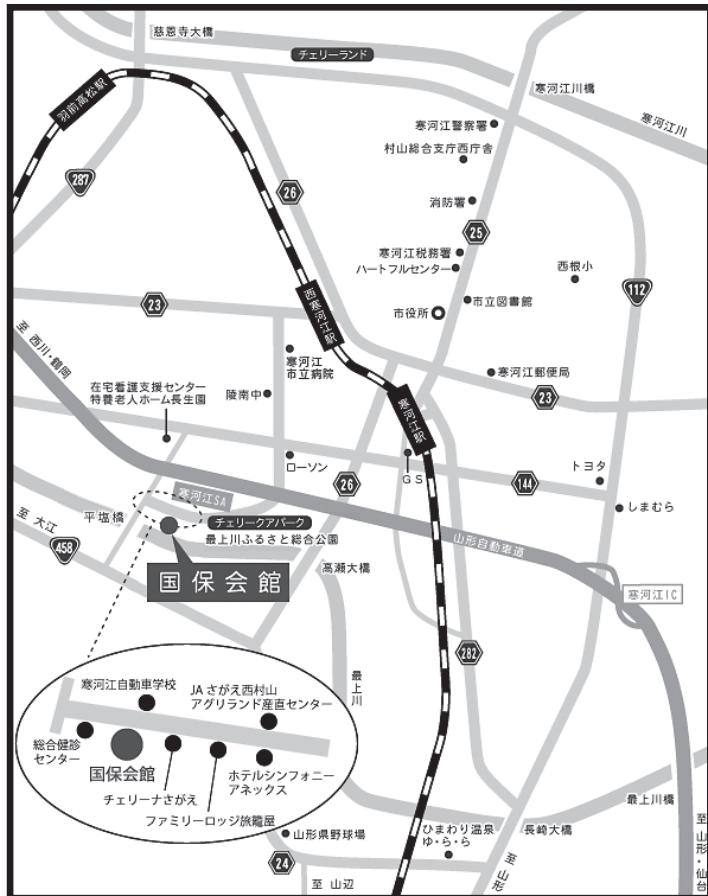
山形県国民健康保険団体連合会連絡先一覧

電話 0237(87)8000 (代表)
ホームページアドレス <https://www.ymgt-kokuho.org>

(令和7年4月1日現在)

課・係	電話番号	FAX	メールアドレス
審査課 3F	共助管理係	0237-87-8009	
	第1係	0237-87-8018	
	第2係	0237-87-8011	
	第3係	0237-87-8012	
	第4係	0237-87-8013	0237-83-3358 kanri@yamagata.kokuhoren.jp
	第5係	0237-87-8017	
	歯科係	0237-87-8016	
	庶務・療養費係	0237-87-8010	
事業推進課 2F	保健事業係	0237-87-8002	
	保険者支援係 (第三者行為損害賠償求償事務専用)	0237-87-8004 0237-87-8005	0237-83-3353 jg@yamagata.kokuhoren.jp h-sien@yamagata.kokuhoren.jp
	システム係 支払係	0237-87-8007 0237-87-8008	0237-83-3357 ds@yamagata.kokuhoren.jp siharai@yamagata.kokuhoren.jp
介護保険課 1F	介護保険係 (介護サービス苦情処理専用)	0237-87-8003 0237-87-8006	0237-83-3354 kaigo@yamagata.kokuhoren.jp
	総務企画課 企画財政係	0237-87-8000 0237-87-8001	0237-83-3367 soumu@yamagata.kokuhoren.jp

令和7年度版 国保連事業概要
編集・発行 山形県国民健康保険団体連合会



山形県国民健康保険団体連合会

〒991-0041 山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地

TEL 0237-87-8000(代表)

<https://www.ymgt-kokuho.org>